

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県安芸高田市甲田町下本原3-27番地2

氏名 株式会社 迫広 砕石
代表取締役 迫広 進矢
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第111条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 4年 2月 20日

許可の有効期限 令和 9年 2月 19日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
間処理 (破砕) この欄以下余白	汚泥(無機性で固化したものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 鋳造くず(判定基準に適合しないものを含まない。) おれき類 (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (選別) 以下余白	金属くず (自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H14. 1. 31	更新許可	H24. 1. 30	更新許可
H19. 3. 20	更新許可	H29. 2. 6	更新許可
H20. 12. 11	変更許可	R 4. 2. 24	更新許可

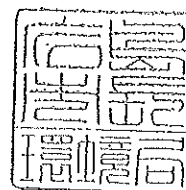
5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考

平成 25 年 5 月 16 日

産業廃棄物処理施設検査済証

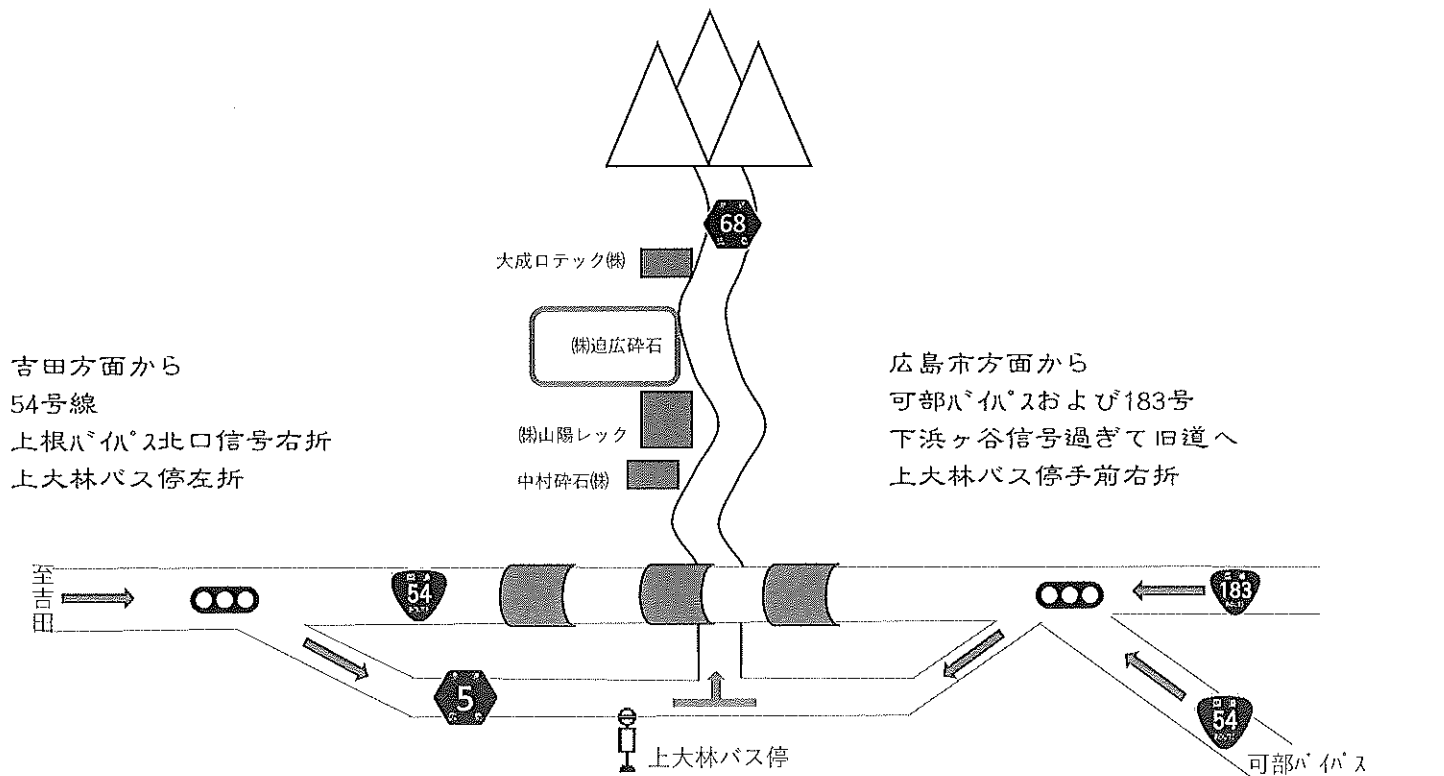
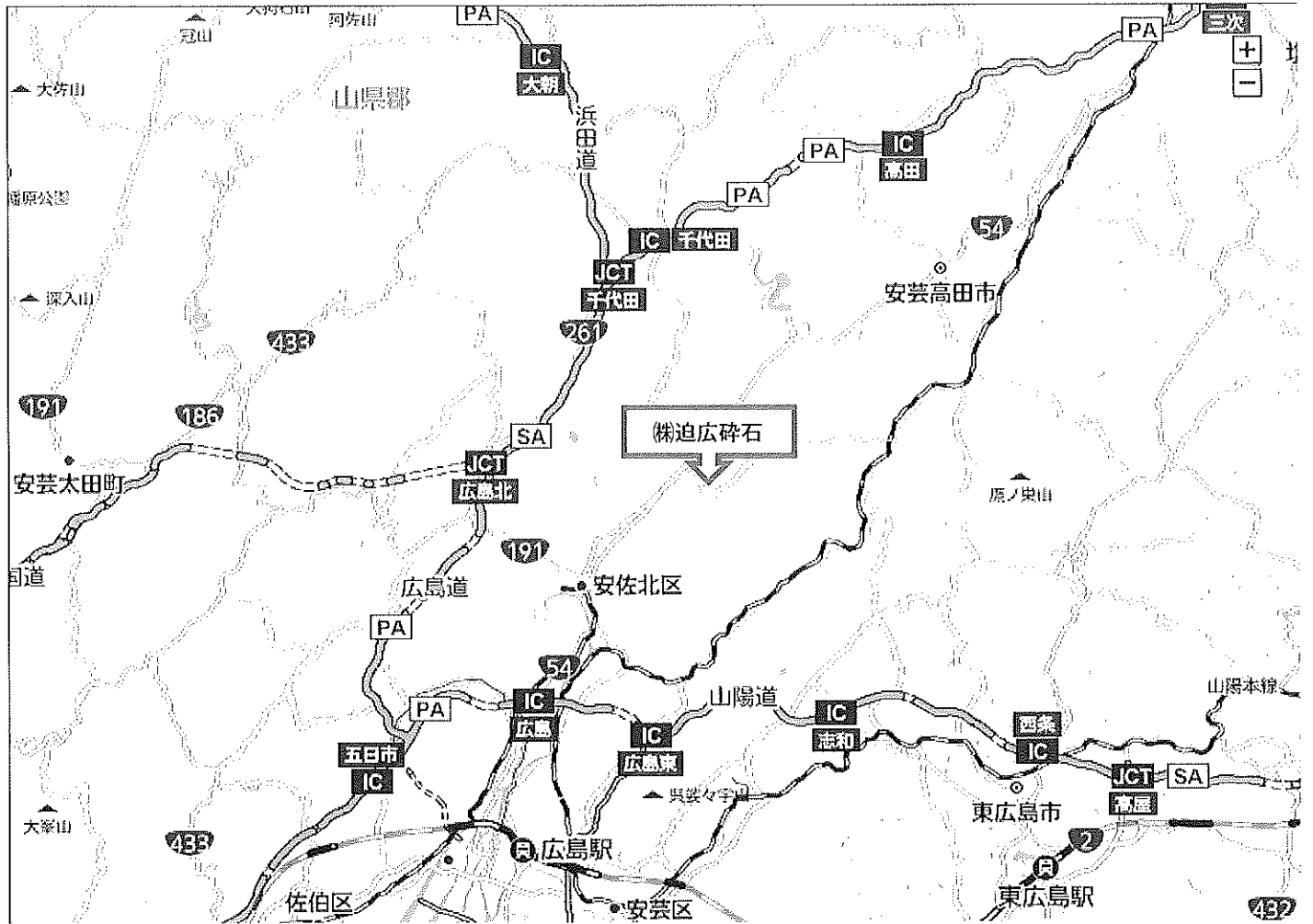
広島市長 松 井 一 實



住 所 (所 在 地)	広島県安芸高田市甲田町下小原3027番地2
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	株式会社 迫広砕石 代表取締役 迫広 進矢
許 可 年 月 日	平成20年 4月15日
許 可 番 号	第 J1008 号
施 設 の 種 類	破碎施設
施設の設置場所	広島市安佐北区大林町字人甲3～5番
処 理 す る 産業廃棄物の種類	汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 鋳さい がれき類 (これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白
構造又は処理方式	ジョークラッシャー、NK4型インパクトブレイカー
処 理 の 能 力	汚泥 580 t/日、金属くず 596 t/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 527 t/日、鋳さい 1017 t/日、がれき類 780 t/日 (8 h)
検 査 年 月 日	平成20年 8月12日
備 考	平成25年 5月16日 住所・所在地変更により書換

(7320046045)

収集運搬経路図



アスガラ・コンガラ・建設発生土

(株)栲迫広碎石

広島市安佐北区大林町4番地